

2025年度 受講案内

第18回「隣保事業士」資格認定講習

隣保館で実施してきた相談事業をはじめ様々な活動は、これからの日本社会における地域福祉の推進と人権尊重のまちづくりのモデルとなるものです。

この講習を通して、隣保事業に必要な専門性を向上させ、これからの日本社会における「福祉と人権のまちづくり」のノウハウを、「隣保事業士」として養成することにより、広域的に還元するとともに、隣保事業の社会的地位の確立を図ることを目的としています。

隣保事業士とは	隣保事業の歴史をもとに、隣保館設置運営要綱（厚生労働省）で定める事業を理解し、事業企画や相談事業、啓発・交流事業、地域福祉の推進など、隣保事業のトータルコーディネーターとしての専門的な知識とスキルを有するもの。 〈隣保事業士資格認定規程 第2条より〉
---------	--

1. 日 時 2025年9月9日（火）10時15分～12日（金）17時00分

2. 場 所 兵庫県芦屋市「芦屋市立上宮川文化センター」

3. 定 員 50名

4. 受 講 料 40,000円

- ・受講料については、資格認定の可否にかかわらず返還いたしません。
- ・別途必要となる費用：宿泊費・交通費（各自でご用意ください。）

5. 申込締切 2025年7月18日（金）必着

- ・受講を希望される方は、締切日までに、別紙「受講申込書（両面）」に必要事項をご記入のうえ、申込書送付先に郵送してください
- ・電話・ファックス・Eメールによる申込は受付できませんので、ご注意ください。
- ・受講申込書に不明な点がある場合は、ご連絡いたします。
- ・受講前にキャンセルされる場合は、費用を返金いたします。
- ・手話通訳を必要とされる方は、受講にあたって支援が必要な方は、8月22日（金）までに事務局までお知らせください。
- ・全課程を受講できる方に限ります。

6. 受講要件 「隣保事業士資格認定規程」第8条に該当する方

7. 受講決定 2025年8月15日（金）までに郵送

- ・受講申込書の受付後、「隣保事業士」資格認定委員会において受講要件の審査を行い、申込書記載の自宅住所に「受講決定通知書」と「受講料請求書」を郵送します。

8. 資格認定者 全国隣保館連絡協議会

9. 講習スケジュール

第1日目：9月9日（火）

10:15～10:45	開講式・オリエンテーション	
11:00～12:30	地域福祉の動向と隣保館	厚生労働省社会・援護局地域福祉課
13:30～15:00	隣保事業の歴史と概要その役割について	立教大学社会学部 社会学科 教授 山本 崇記
15:15～17:00	受講生交流会 ワールドカフェ	隣保事業士 美濃部 薫

第2日目：9月10日（水）

10:00～11:30	隣保館設置運営要綱と補助制度の概要	元兵庫県県民生活部総務課人権推進室 室長 山中 節
12:30～14:00	人権運動の歴史	部落解放論研究会 代表 谷元 昭信
14:15～15:45	隣保館における地域福祉事業 －まちづくりと隣保館－	株式会社 HRC コンサルティング 代表取締役 大北 規句雄
16:00～17:00	地域に学ぶ－地域の歴史と実践－	芦屋市立上宮川文化センター運営審議会 副委員長 寺本 慎兒

第3日目：9月11日（木）

10:00～11:30	地域ケアシステムと生活支援	NPO 法人地域支援センターくまとり Rond 理事長 大谷 悟
12:30～17:00	隣保館におけるソーシャルワーク －事例検討－	NPO 法人地域支援センターくまとり Rond 理事長 大谷 悟

第4日目：9月12日（金）

10:00～11:30	人権啓発の拠点としての隣保館 －隣保館の実践事例－	大阪公立大学人権問題研究センター/ 都市経営研究科 教授 阿久澤 麻理子
12:30～14:00	隣保館における地域の実態把握	追手門学院大学社会学部社会学科 教授 古川 隆司
14:15～15:45	仮) 地域共生社会に向けた包括的支援	NPO 法人抱樸 専務理事 森松 長生
16:00～17:00	修了式	

資格取得者の声

隣保館職員にとって必要な視点や知識を学べる場であり、仲間との出会いは隣保館活動を進めるうえで大きな力になります。また、資格取得者を対象とした特別聴講は、自分の考えや活動を振り返ることのできるいい機会となっています。

島根県（2008年受講）

すべての講座に深い学びがありました。地域住民からの相談や効果的な教育・啓発のあり方など、たくさんのヒントをいただきました。「部落差別解消法」の施行から4年目（寄稿当時）を迎え、隣保館の果たす役割はますます重要です。

兵庫県（2015年受講）

隣保事業士を受講して、良かったのは地方にいと受講することが難しい講座が受けられること、それは隣保館で仕事をする私の力になりました。また、多くの受講者の方と知り合え仲間になれたことです。

高知県（2017年受講）

10. 会場案内

芦屋市立上宮川文化センター

〒659-0061 兵庫県芦屋市上宮川町 10-5 TEL : 0797-22-9229



JR「芦屋駅」から徒歩約5分、阪急「芦屋川駅」から徒歩約20分、阪神「芦屋駅」から徒歩約20分

施設への来場は、公共交通機関をご利用ください。

11. 申込書送付先・問い合わせ先

全国隣保館連絡協議会「隣保事業士」資格認定講習事務局

〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 兵庫県立のぎじく会館内

TEL 078-940-0757 FAX 078-940-0758 E-mail zenrinkyou@rinpokan.net

隣保事業士資格認定規程

【目的】

第1条 福祉の推進と人権課題解決に資する隣保事業の必要な専門職性を向上し、これからの日本社会における「福祉と人権のまちづくり」のノウハウを、隣保事業士を養成することにより広域的に還元するとともに、隣保事業の社会的地位の確立を図ることを目的とする。

【隣保事業士の定義】

第2条 隣保事業の歴史をもとに、厚生労働省の隣保館設置運営要綱で定める事業を理解し、事業企画や相談事業、啓発・交流事業、地域福祉の推進など、隣保事業のトータルコーディネーターとしての専門的な知識とスキルを有するもの。

【資格認定者】

第3条 資格の認定者は、全国隣保館連絡協議会（以下「全隣協」）会長とする。

【資格認定委員会】

第4条 資格認定委員会を次のとおり設ける。

1. 構成
 - ①（内部委員） 2名 副会長、他1名
 - ②（外部委員） 若干名 学識者、関係府県
2. 任務
 - ①資格認定講習の内容を検討する。
 - ②資格認定の可否を会長に進言する。
3. 任期
2年とする。ただし、再任を妨げない。

【資格認定の対象者】

第5条 資格認定の対象者は次のとおりとする。

1. 現任の隣保館長・職員、または広域隣保事業に従事する者（正規職員・会計年度任用職員等の別または常勤・非常勤を問わない）。
2. 過去に隣保館に従事した経歴のある者、または広域隣保事業に従事した経歴のある者（正規職員・会計年度任用職員等の別または常勤・非常勤を問わない）。
3. 現に隣保事業に関する業務に従事している者又は従事した経験が通算1年以上ある隣保事業を志す者。

【資格認定要件】

第6条 資格の取得は第5条に該当する者であって次の要件を満たす者とする。

1. 隣保館に20年以上勤務し、厚生労働大臣表彰を受けた者で、認定申請のあった者。
2. 以下の条に定める、資格認定講習を受講し修了した者。

【資格認定講習】

第7条 資格認定講習は各年度に定められた内容で実施する。

【資格認定講習の受講要件】

第8条 次のいずれかに該当することを要件とする。

1. 第5条第1項に定める者で、通算3年以上隣保事業に従事する者。
2. 第5条第2項に定める者で、通算5年以上隣保事業に従事した者。
3. 第5条第1項に定める者で通算3年未満の隣保事業従事者、または第5条第2項に定める者で通算5年未満の従事経験者で、以下「受講する要件となる研修会」に定める研修会を2回以上受講した者。
4. 第5条第3項に定める者で、以下「受講する要件となる研修会」に定める研修会を4回以上受講した者。
5. 府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある者。
6. その他、全隣協会長が受講を認める者。

【付則】

1. この規則は、2008年4月15日から施行する。
2. 2009年4月1日一部改正する。
3. 2011年4月1日一部改正する。
4. 2024年4月1日一部改正する。
5. 2025年5月20日一部改正する。

【資格認定講習を受講する要件となる研修会】

- ① 全隣協が主催する研修会（全国隣保館長研修会／全国女性職員研修会／ブロック別学習会）
- ② ブロック協が主催する研修会（ブロック職員研修会／ブロック女性職員研修会／スキルアップ研修会・実務研修会・独自研修会）
- ③ 府県隣協が主催する研修会（全府県内の隣保館職員を対象とした研修会で、1開催合計研修時間数が4時間以上で、かつ全隣協が認定したもの）

